

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年10月11日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	福岡県
3. 市区町村名	春日市
4. 届出番号	12
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.kasuga.fukuoka.jp/index.html">http://www.city.kasuga.fukuoka.jp/index.html</a>

執行機関名 春日市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	春日市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(昭和58年条例第20号)によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		春日市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第一 第四の項  春日市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(昭和58年条例第20号)によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第1条	春日市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(昭和58年条例第20号)
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、 <u>母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。</u>	第1条 この条例は、母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに父母のない児童に医療費の一部を支給することにより、もってその保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		春日市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(昭和58年条例第20号) 春日市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則(昭和58年規則第28号)